

瀬戸市介護福祉手当支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する被保険者のうち要介護の認定を受けた者に対し、介護福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、その者の福祉の増進を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「要介護者」とは、法第7条第3項に規定する要介護者をいう。

(支給要件)

第3条 手当の支給要件は、40歳以上の者で次に掲げる各号に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者及び法第13条に規定する施設に入所中の被保険者の特例を受けた者
- (2) 要介護者
- (3) 要介護者の属するすべての世帯員が市町村民税非課税の者

2 前項第3号に規定する要件は、毎年8月以降は当該年度の市町村民税の賦課状況を用い、それ以前は前年度の市町村民税の賦課状況とする。

3 同条第1項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に規定する老人ホームへの入所措置を採った者及び介護保険施設（法第48条第1項第1～3号に規定する施設）に入所している者は、受給該当者としなない。

(手当の額)

第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は2,500円とする。

(認定)

第5条 要介護者が手当の支給を受けようとするときは、瀬戸市介護福祉手当受給資格認定申請書（第1号様式）を、市長に提出し認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定の申請があったときは、その適否を審査し、結果を瀬戸市介護福祉手当受給資格認定決定通知書（第2号様式）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が、手当の受給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも同項と同様とする。

(支給期間及び支払期月)

第6条 手当の支給は、前条の規定による認定の申請をした日の属する月から始め、手当の受給要件を喪失した日の属する月の前月で終わる。ただし、手当の受給要件を喪失する事由が、本人の市外転出及び死亡の場合は、当該喪失した日の属する月まで支給することとする。

2 手当の支払期月は、毎年8月、12月及び4月の3期とし、それぞれ前月までの分を支払う。

(支払停止)

第7条 受給者が、法第129条に規定する保険料（以下「保険料」という。）を普通徴収の方法により納付している場合、前条第2項に規定する支払期月において、保険料の納付期限到来分に未納があるときは、当該支払期月分の手当を支払うことはできない。なお、保険料の未納を事由に手当の支払がされなかった場合、納付期限及び支払期月後に当該未納分を完納しても、未支払手当をさかのぼって支払うことはできない。

2 前項の規定により手当の支払いを停止した場合は、瀬戸市介護福祉手当振込停止通知書（第3号様式）により該当者に通知することとする。

(未支払の特例)

第8条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払うべき手当があるときは、その者の死亡当時その者と生計を一にしていた世帯の法定相続代理人（以下「代理人」という。）にその未払いの手当を支払うことができる。

(未支払手当の請求等)

第9条 前条の規定により未支払の手当の請求をしようとする者は、瀬戸市介護福祉手当未払分支払申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(届出)

第10条 受給者は、次の各号に定める事項に変更が生じたときは、瀬戸市介護福祉手当受給資格者住所等変更届（第5号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所（法第13条に規定する施設に入所中の被保険者の特例を適用する市外転出を含む。）
- (2) 振込金融機関

- (3) その他手当支給にあたり必要となる事柄

(調査)

第11条 市長は、受給要件の認定及び手当の支給の決定のために必要な事柄に関し、要介護者の承諾を得て各関係機関に調査することとする。また、その他必要があると認めるときは、要介護者に対し、関係書類又はその他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこの事項に関し要介護者その他の関係人に質問させることができる。

(受給資格喪失)

第12条 市長は、前条に規定する調査により、受給者が第3条に規定する受給要件に該当しなくなった事実が確認されたときは、その者の手当の受給資格の喪失を決定し、瀬戸市介護福祉手当受給資格喪失通知書（第6号様式）により該当者に通知することとする。

(不正利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡及び担保の禁止)

第14条 手当の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の規定により手当の支給を受けようとする者が、平成13年7月31日までに市長に申請し、認定の決定を受けたときは、市長は、第6条の規定にかかわらず同年4月分の手当から支給するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。